令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（6千万円以上 1億3千万円未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 6．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり　（ 0.5 点） ○表彰実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
	過去5年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2．9／5＋0．1　（ 2.9～0.1 点） ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満　（ 0.0 点）		令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	受注工事量 ○ 0件＝受注工事量　（ 1.0 点） ○ 1件＝受注工事量　（ 0.5 点） ○ 2件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ 3件＝受注工事量　（ −0.5 点） ○ 4件≦受注工事量　（ −1.0 点）		当該年度受注工事量は，令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象の6千万円～3億円の土木一式工事(海上，PC工事除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	（1）（2）（3）（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）	令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ・元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（6千万円以上 1億3千万円未満）

配置予定技術者の能力 1．5点	（1）または（2）のどちらかを選択	（1）	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
				担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
		（2）		配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外での工事成績あり　（ 0.1 点） ○ 該当なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者において，　鹿児島県の土木部（建築課所管発注工事を除く）または，商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下，「対象工事」という。）での工事成績評定最高点が，次の①～③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし，配置予定技術者が対象工事で主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人である場合に限る。また，現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で，1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上（令和4年度表彰対象評価点） ②令和4年度の工事で84点以上（令和5年度表彰対象評価点） ③令和5年度の工事で84点以上（令和6年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）				1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 3．0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内に営業所(従業員10名以上)あり　（ 0.8 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり　（ 0.6 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				左記箇所に営業所を有するか。 ※薩摩川内市の本土地区と甑島地区は，別市町村の取扱い ※奄美市と龍郷町は，同一市町村の取り扱い
	地域への貢献 （市町村内又は振興局・支庁管内での実績） ① 過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等による地域貢献の実績 ② 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ③ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ④ 消防団員の雇用 ⑤ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ○工事箇所の所在する市町村内で①～④の実績あり（1項目あたり0．4点） ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～④の実績あり（1項目あたり0．2点） ○工事箇所の所在する市町村内で⑤の実績あり（0．4点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点） ※ ①～⑤の評価点の合計は1．4点を上限とする。				① 令和2年度から令和6年度までの5年間において，年1回以上，延べ5回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和2年度から令和6年度までに，道路管理委託業務（最終工期180日以上の管理業務又は雪氷・降灰対策）の実績があるか。 ③ 令和6年度に「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。 （当該市町村又は振興局・支庁管内での実績は，当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る） ④ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし，令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ⑤ 令和5年度から令和6年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。（当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。） ※薩摩川内市の本土地区と甑島地区は，別市町村の取扱い ※奄美市と龍郷町は，同一市町村の取り扱い
	市町村との災害協定 ○ 工事箇所の市町村との災害協定の締結　（ 0.6 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結　（ 0.3 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				⑤ 市町村との災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。 ※薩摩川内市の本土地区と甑島地区は別市町村取扱い ※奄美市と龍郷町は，同一市町村の取り扱い
合　計	11.0 点				

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（1億3千万円以上 3億円未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 7．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり　（ 0.5 点） ○表彰実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
	過去5年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 2件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2．9／5＋0．1 ※小数点以下第2位を切り捨て　（ 2.9～0.1 点） ○ 78点未満　（ 0.0 点）		令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	受注工事量 ○ 0件＝受注工事量　（ 1.0 点） ○ 1件＝受注工事量　（ 0.5 点） ○ 2件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ 3件＝受注工事量　（ −0.5 点） ○ 4件≦受注工事量　（ −1.0 点）		当該年度受注工事量は，令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象の6千万円～3億円の土木一式工事(海上，PC工事除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において，新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 （※2）現在とは，入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用，高年齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等に登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち，2つ以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記項目のうち，いずれかの実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
（1）（2）（3）（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）		ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	（2）過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）		令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
	（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）		当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ・元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
	（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）		当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（1億3千万円以上 3億円未満）

<table>
<tr><td rowspan="4">配置予定技術者の能力
1．5点</td><td rowspan="3">（1）または（2）のどちらかを選択</td><td rowspan="2">（1）</td><td rowspan="2">表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする</td><td>過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績
※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。
○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点）
○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点）
○ 実績なし　（ 0.0 点）</td><td>平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。
ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）</td></tr>
<tr><td>担い手育成加算
○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点）
○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点）
○加算なし　（ 0.0 点）</td><td>配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。
① 入札公告日において満45歳未満の者
② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者
※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象
③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。
④ 女性技術者である。
なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>配置予定技術者の工事成績評定最高点
○ 現在の会社での工事成績あり　（ 0.3 点）
○ 上記以外での工事成績あり　（ 0.1 点）
○ 該当なし　（ 0.0 点）</td><td>配置予定技術者において，鹿児島県の土木部（建築課所管発注工事を除く）または，商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下，「対象工事」という。）での工事成績評定最高点が，次の①～③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。
ただし，配置予定技術者が対象工事で主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人である場合に限る。また，現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で，1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。
①令和3年度の工事で84点以上（令和4年度表彰対象評価点）
②令和4年度の工事で84点以上（令和5年度表彰対象評価点）
③令和5年度の工事で84点以上（令和6年度表彰対象評価点）
※年度は完成検査を行った年度である。</td></tr>
<tr><td colspan="4">前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）
単位取得状況
○ 推奨以上　（ 1.0 点）
○ 推奨未満　（ 0.5 点）
○ なし　（ 0.0 点）</td><td>1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。
・推奨単位数：20ユニット</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域貢献度
2．0点</td><td colspan="4">営業所の有無
○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所（従業員10名以上）あり　（ 0.5 点）
○ 上記以外　（ 0.0 点）</td><td>左記箇所に営業所を有するか。</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域への貢献
（振興局・支庁管内又は県内での実績）
①(1) 過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等による地域貢献の実績
又は
(2) 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績
② 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績
③ 消防団員の雇用
④ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績
○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～③の実績あり（1項目当たり0．5点）
○県内で①～③の実績あり（1項目当たり0．3点）　（ 1.5 ～ 0.3 点）
<u>○工事箇所の存在する市町村で④の実績あり（0．5点）</u>
○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）
※①～④の評価点の合計は1．5点を上限とする。</td><td>①(1) 令和2年度から令和6年度までの5年間において，年1回以上，延べ5回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。
①(2) 令和2年度から令和6年度までに，道路管理委託業務（最終工期180日以上の管理業務又は雪氷・降灰対策）の実績があるか。
② 令和6年度に「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。（当該振興局・支庁管内又は県内での実績は，当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る）
③ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。
ただし，令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
④ 令和5年度から令和6年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。（当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。）</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td colspan="4">11.0 点</td><td></td></tr>
</table>

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事（3億円以上 WTO対象未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 8．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ［代表者］ ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり　（　0.5　点） ○ 表彰実績なし　（　0.0　点）		［代表者の実績］ 平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
	過去5年間における国又は県の同種工事の 県内施工実績［代表者］ ○ 3件以上の実績あり　（　0.5　点） ○ 2件の実績あり　（　0.3　点） ○ 1件の実績あり　（　0.0　点）		［代表者の実績］ 令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ［代表者］ ○ 83点以上　（　3.0　点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2．9／5＋0．1 ※小数点以下第2位を切り捨て （　2.9～0.1　点） ○ 78点未満　（　0.0　点）		［代表者の実績］ 令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況［代表者］ ○ 900点以上　（　0.30　点） ○ 800点以上900点未満　（　0.25　点） ○ 700点以上800点未満　（　0.20　点） ○ 600点以上700点未満　（　0.15　点） ○ 500点以上600点未満　（　0.10　点） ○ 500点未満　（　0.00　点）		［代表者の実績］ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
	経営事項審査における技術力［代表者］ ○ 1100点以上　（　0.20　点） ○ 1000点以上1100点未満　（　0.15　点） ○ 900点以上1000点未満　（　0.10　点） ○ 900点未満　（　0.00　点）		［代表者の実績］ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	受注工事量［代表者及び代表者以外の構成員］ ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 1.0－（代表者としての受注件数×0.5＋代表者以外の構成員としての受注件数×0.3） ※加算点は上記式で算定した点とし，最小値は−1.0点とする。 （　1.0～ −1.0　点）		［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ 当該年度受注工事量は，令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお，当該入札に参加する全てのJV構成員が，代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし，一般土木工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用［代表者］ 過去5年間において，新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（　0.5　点） ○ 実績なし　（　0.0　点）		［代表者の実績］ 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 （※2）現在とは，入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用，高年齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等に登録［代表者］ ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち，2つ以上の実績あり　（　0.5　点） ○ 上記項目のうち，いずれかの実績あり　（　0.3　点） ○ 実績なし　（　0.0　点）		［代表者の実績］ ①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は，法定雇用率以上雇用） ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
	（1）（2）（3）（4）の合計上限 2.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ［代表者及び代表者以外の構成員］ ① ア又はイである。　（　0.5　点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（　0.3　点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（　0.0　点）	［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ［代表者及び代表者以外の構成員］ ・ICT全面活用施工実績　（　0.5　点） ・ICT部分活用施工実績　（　0.3　点） ・実績なし　（　0.0　点）	［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ 令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ［代表者及び代表者以外の構成員］ ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（　0.5　点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（　0.3　点） ・活用なし　（　0.0　点）	［代表者及び代表者以外の構成員］ 当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。 ※企業体として評価
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ［代表者，代表者以外の構成員又は下請者］ ・活用あり　（　0.5　点） ・活用なし　（　0.0　点）	［代表者，代表者以外の構成員又は下請者］ 当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，代表者，代表者以外の構成員又は下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（3億円以上 WTO対象未満）

配置予定技術者の能力 1．5点	（1）または（2）のどちらかを選択	（1）	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績［代表者］ ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者の実績］ 平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
				担い手育成加算［代表者］ ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者における加算条件］ 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
		（2）		配置予定技術者の工事成績評定最高点［代表者］ ○ 現在の会社での工事成績あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外での工事成績あり　（ 0.1 点） ○ 該当なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者の実績］ 配置予定技術者において，鹿児島県の土木部（建築課所管発注工事を除く）または，商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下，「対象工事」という。）での工事成績評定最高点が，次の①～③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし，配置予定技術者が対象工事で主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人である場合に限る。また，現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で，1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上（令和4年度表彰対象評価点） ②令和4年度の工事で84点以上（令和5年度表彰対象評価点） ③令和5年度の工事で84点以上（令和6年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況［代表者］ ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）				［代表者の配置予定技術者の実績］ 1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 1．0点	営業所の有無［代表者］ ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所（従業員10名以上）あり　（ 1.0 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				［代表者の実績］ 左記箇所に代表者の営業所を有するか。
合　計	11.0 点				

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇海上工事(6千万円以上 3億円未満)

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 6．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり　（ 0.5 点） ○表彰実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
	過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の同一発注業種の工事成績の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2．9／5＋0．1　（ 2.9～0.1 点） ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満　（ 0.0 点）		令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の同一発注業種の工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	受注工事量 ○ 0件＝受注工事量　（ 0.5 点） ○ 1件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ 2件＝受注工事量　（ −0.5 点） ○ 3件＝受注工事量　（ −1.0 点） ○ 4件≦受注工事量　（ −1.5 点）		当該年度受注工事量は，令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象の6千万円～3億円の海上工事を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において，新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 （※2）現在とは，入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	（1）～（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）	令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ・元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇海上工事(6千万円以上 3億円未満)

配置予定技術者の能力 1．5点	（1）または（2）のどちらかを選択	（1）	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
				担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
		（2）		配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外での工事成績あり　（ 0.1 点） ○ 該当なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者において，　鹿児島県の土木部（建築課所管発注工事を除く）または，商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下，「対象工事」という。）での工事成績評定最高点が，次の①～③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし，配置予定技術者が対象工事で主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人である場合に限る。また，現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で，1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上（令和4年度表彰対象評価点） ②令和4年度の工事で84点以上（令和5年度表彰対象評価点） ③令和5年度の工事で84点以上（令和6年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。
	配置予定技術者の資格保有 ○水産工学技士及び海上工事施工管理技術者の両方　（ 0.5 点） ○水産工学技士のみ　（ 0.25 点） ○海上工事施工管理技術者のみ　（ 0.25 点） ○なし　（ 0.0 点）				水産工学技士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 0.5 点） ○ 推奨未満　（ 0.3 点） ○ なし　（ 0.0 点）				1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 3．0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する次の区域内に主たる営業所あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する次の区域内に区域内在住者20名以上で10年以上の営業所あり　（ 0.8 点） 「区域」の区分　1億3千万円未満：本土・熊毛・大島 1億3千万円以上：県内 ○ 県内に主たる営業所あり　（ 0.5 点） ○ 県内に県内在住者20名以上で10年以上の営業所あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				左記箇所に営業所を有するか。
	地域への貢献 （振興局・支庁管内又は県内での実績） ① 過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等実績 ② 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ③ 過去5年間における災害発生時の緊急的な災害復旧活動の実績 ④ 過去2年間における災害協定に基づく緊急出動実績 ⑤ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ⑥ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ⑦ 前年度の地球温暖化防止などの環境保全活動実績 ⑧ 消防団員雇用 ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0．4点) ○県内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0．2点)　（ 1.4～0.2 点） ※評価対象は最大4項目までで最大1．4点を上限とする。 ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）				①過去5年間において，年1回以上，延べ5回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績 ②過去5年間において，道路管理委託業務（最終工期180日以上の管理業務又は雪氷・降灰対策）の実績 ③過去5年間において，(1)崩土・落石・倒木・流木の除去等の応急工事の受注，又は(2)過去3～5年間において下記④の実績 ④過去2年間において，「大規模災害時における応急対策に関する細目協定」に基づく応急対策業務の活動実績(受注実績) ⑤過去2年間において，「家畜伝染病予防法」に基づく消毒作業等の実績 ⑥令和6年度に「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績（当該振興局・支庁 管内での実績は，当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る） ⑦令和6年度までに(1)ISO14000シリーズの認証（当該振興局・支庁管内での実績は，当該振興局・支庁管内の営業所における認証に限る），又は (2) 令和6年度に「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」の取組，又は(3) 令和6年度に「かごしまCO2吸収量認証制度」の認証の実績 ⑧消防団に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし，令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
	災害協定に基づく海上緊急出動体制 ○ 自社船保有かつ自社雇用船員2名以上　（ 0.6 点） ○ 自社船保有　（ 0.4 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は，「大規模災害時における応急対策に関する協定」において，応急対策業務に即時に従事できる体制を有するか。
合　計	11.0　点				**※ 同一発注業種は，土木一式工事もしくは，しゅんせつ工事**

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇海上工事（3億円以上 WTO対象未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 8．0点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績［代表者］ ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		［代表者の実績］ 平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
	過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績［代表者］ ○ 3件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 2件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.0 点）		［代表者の実績］ 平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の同一発注業種の工事成績の平均点［代表者］ ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2．9／5＋0．1 ※小数点以下第2位を切り捨て （ 2.9 ～0.1 点） ○ 78点未満　（ 0.0 点）		［代表者の実績］ 令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況［代表者］ ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）		［代表者の実績］ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
	経営事項審査における技術力［代表者］ ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）		［代表者の実績］ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	受注工事量［代表者及び代表者以外の構成員］ ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 0.5－（代表者としての受注件数×0.5＋代表者以外の構成員としての受注件数×0.3） ※加算点は上記式で算定した点とし，最小値は-1.5点とする。 （ 0.5 ～ -1.5 点）		［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ 当該年度受注工事量は，令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお，当該入札に参加する全てのJV構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし，海上工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用［代表者］ 過去5年間において，新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		［代表者の実績］ 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し，現在（※2）まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 （※2）現在とは，入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用，高年齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等に登録［代表者］ ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち，2つ以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記項目のうち，いずれかの実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		［代表者の実績］ ①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。ただし，法定雇用義務がある場合は，法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
（1～4）の合計上限	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ［代表者及び代表者以外の構成員］ ① ア又はイである。　（ 0.5 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.3 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）		［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
	（2）過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ［代表者及び代表者以外の構成員］ ・ICT全面活用施工実績　（ 0.5 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.3 点） ・実績なし　（ 0.0 点）		［代表者及び代表者以外の構成員の実績］ 令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価
	（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ［代表者及び代表者以外の構成員］ ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.5 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.3 点） ・活用なし　（ 0.0 点）		［代表者及び代表者以外の構成員］ 当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。 ※企業体として評価
2.0点	（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ［代表者，代表者以外の構成員又は下請者］ ・活用あり　（ 0.5 点） ・活用なし　（ 0.0 点）		［代表者，代表者以外の構成員又は下請者］ 当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，代表者，代表者以外の構成員又は下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇海上工事（3億円以上 WTO対象未満）

配置予定技術者の能力 1．5点	（1）または（2）のどちらかを選択	（1）	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績［代表者］ ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者の実績］ 平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
				担い手育成加算［代表者］ ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者における加算条件］ 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
		（2）		配置予定技術者の工事成績評定最高点［代表者］ ○ 現在の会社での工事成績あり　（ 0.3 点） ○ 上記以外での工事成績あり　（ 0.1 点） ○ 該当なし　（ 0.0 点）	［代表者の配置予定技術者の実績］ 配置予定技術者において，鹿児島県の土木部（建築課所管発注工事を除く）または，商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下，「対象工事」という。）での工事成績評定最高点が，次の①～③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし，配置予定技術者が対象工事で主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人である場合に限る。また，現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で，1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上（令和4年度表彰対象評価点） ②令和4年度の工事で84点以上（令和5年度表彰対象評価点） ③令和5年度の工事で84点以上（令和6年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。
	配置予定技術者の資格保有［代表者］ ○水産工学技士及び海上工事施工管理技術者の両方　（ 0.5 点） ○水産工学技士のみ　（ 0.25 点） ○海上工事施工管理技術者のみ　（ 0.25 点） ○ なし　（ 0.0 点）				［代表者の配置予定技術者の資格保有］ 代表者の配置予定技術者が，水産工学技士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況［代表者］ ○ 推奨以上　（ 0.5 点） ○ 推奨未満　（ 0.3 点） ○ なし　（ 0.0 点）				［代表者の配置予定技術者の実績］ 1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 1．5点	営業所の有無［代表者］ ○ 工事箇所の所在する区域（本土，熊毛，大島）内に主たる営業所又は区域内在住者20名以上で10年以上の営業所あり　（ 1.0 点） ○ 県内に主たる営業所又は県内在住者20名以上で10年以上の営業所あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				［代表者の実績］ 左記箇所に代表者の営業所を有するか。
	災害協定に基づく海上緊急出動体制［代表者又は代表者以外の構成員］ ○ 自社船保有かつ自社雇用船員2名以上　（ 0.5 点） ○ 自社船保有　（ 0.3 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）				［代表者又は代表者以外の構成員の体制］ 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は，「大規模災害時における応急対策に関する協定」において，応急対策に即時に従事できる体制を有するか。
合　計	11.0　点				**※ 同一発注業種は，土木一式工事**

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇橋梁上部工（PC）（6千万以上 WTO対象未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 6．0点		過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績2回以上あり　（ 1.0 点） ○表彰実績あり　（ 0.5 点） ○実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等を含む）。
		過去10年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）・各政令市（九州内）・市町村（県内）・特殊法人（九州内）の同種工事の施工実績（当該最大支間長以上） ○ 3件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 2件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.0 点）	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		過去5年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）のPC橋上部工事（道路橋）の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2.9/5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て　（ 2.9～0.1 点） ○ 78点未満又は，工事実績3件以上無し　（ 0.0 点）	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧のPC橋上部工事（道路橋）において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ_1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	（1）～（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）	令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ②元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇橋梁上部工（PC）（6千万以上 WTO対象未満）

配置予定技術者の能力 2．5点	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
	配置予定技術者の資格保有 ○PC技士　（ 1.0 点） ○なし　（ 0.0 点）		PC技士の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）		1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 2．5点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり　（ 1.0 点） ○県内に主たる営業所又は工場あり　（ 0.8 点） ○県内に営業所あり　（ 0.5 点） ○上記以外　（ 0.0 点）		左記営業所又は工場を有するか。
	地域への貢献 （振興局・支庁管内又は県内での実績） ①過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○ 県内で①及び②の実績あり　（ 1.5 点） ○ 県内で①又は②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）		① 令和2年度から令和6年度までの5年間において，年1回以上，延べ5回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和6年度に「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。（県内での実績は，県内に営業所を有している者の活動に限る）
合　計	11.0 点		

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇橋梁上部工（鋼橋）（6千万以上 WTO対象未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 6．0点		過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり　（ 1.0 点） ○実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等を含む）。
		過去10年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）・各政令市（九州内）・市町村（県内）・特殊法人（九州内）の鋼橋上部工事（道路橋）の施工実績（当該最大支間長以上） ○ 3件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 2件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.0 点）	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，鋼橋上部工事（道路橋）の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		過去5年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）の鋼橋上部工事（道路橋）の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2.9/5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て （ 2.9～0.1 点） ○ 78点未満又は，工事実績3件以上無し　（ 0.0 点）	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧の鋼橋上部工事（道路橋）において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	（1）～（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ①　ア又はイである。　（ 0.4 点） ア　えるぼし又はくるみんの認定企業 イ　えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②　ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ　えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ　鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）	令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ②元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇橋梁上部工（鋼橋）（6千万以上 WTO対象未満）

配置予定技術者の能力 2．5点	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
	配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士　（ 1.0 点） ○なし　（ 0.0 点）		1級土木施工管理技士又は技術士（鋼構造物及びコンクリート）の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）		1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については，当該評価の対象とせず，現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 2．5点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり　（ 1.0 点） ○県内に主たる営業所又は工場あり　（ 0.8 点） ○県内に営業所あり　（ 0.5 点） ○上記以外　（ 0.0 点）		左記営業所又は工場を有するか。
	地域への貢献 （振興局・支庁管内又は県内での実績） ①過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○ ①の実績あり　（ 0.0～1.0 点） ○ ②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）		① 令和2年度から令和6年度までの5年間において，年1回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ② 令和6年度から公告日までの「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。（県内での実績は，県内に営業所を有している者の活動に限る）
合　計	11.0 点		

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇鋼構造物工事（浮桟橋）（6千万以上 WTO対象未満）

評価項目及び加算点			評価基準
企業の施工能力 6．0点		過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり　（ 1.0 点） ○実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管工事除く）を受けた企業であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等を含む）。
		過去10年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）・各政令市（九州内）・市町村（県内）・特殊法人（九州内）の同種工事の施工実績 ○ 3件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 2件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.0 点）	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		過去5年間における九州内での国（九州内）・各県（九州内）の同種工事の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満 （工事成績の平均点－78）×2.9/5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て （ 2.9～0.1 点） ○ 78点未満又は，工事実績3件以上無し　（ 0.0 点）	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧の同種工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
	（1）～（4）の合計上限 1.0点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ①　ア又はイである。　（ 0.4 点） ア　えるぼし又はくるみんの認定企業 イ　えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②　ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ　えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ　鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（2）過去2年間におけるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績　（ 0.4 点） ・ICT部分活用施工実績　（ 0.2 点） ・実績なし　（ 0.0 点）	令和5年度から令和7年度に，完成検査を受けた下記の工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし，入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
		（3）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ・建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ②元請者が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。
		（4）当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり　（ 0.2 点） ・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度　総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇鋼構造物工事（浮桟橋）（6千万以上 WTO対象未満）

配置予定技術者の能力 2．5点	表彰実績と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし，入札公告日までに表彰を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者　（ 0.3 点） ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満)　（ 0.2 点） ○加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお，表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0．5点を上限とする。
	配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士　（ 1.0 点） ○なし　（ 0.0 点）		1級土木施工管理技士又は技術士（鋼構造物及びコンクリート）の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）		1級土木施工管理技士の資格保有者について，令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については，当該評価の対象とせず，現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数：20ユニット
地域貢献度 2．5点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり　（ 1.0 点） ○県内に主たる営業所又は工場あり　（ 0.8 点） ○県内に営業所あり　（ 0.5 点） ○上記以外　（ 0.0 点）		左記営業所又は工場を有するか。
	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○ ①の実績あり　（ 0.0～1.0 点） ○ ②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）		① 令和2年度から令和6年度までの5年間において，年1回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ② 令和6年度から公告日までの「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。（県内での実績は，県内に営業所を有している者の活動に限る）
合　計	11.0 点		

令和7年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

◇建築一式（一般競争入札）6千万円以上　3億円未満

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 6.1点 下限0点	過去10年間における国（九州内）又は県の建築一式工事の表彰実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)		平成27年度から令和7年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国(九州地方整備局)及び本県（土木部）の発注工事における，優良工事表彰（建築一式工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和7年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（建築一式工事に限る）を受けたものに限る。（表彰決定通知等含む）
		過去10年間の同種工事の施工実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)		平成27年度から令和6年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，同種工事（民間工事を含む）の施工実績を有する企業であるか。
		過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ～0.1 点) （工事成績の平均点−78）×2.9/5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)		平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
		受注工事量 ○ 0件＝受注工事量 (0.0 点) ○ 1件＝受注工事量 (−1.5 点) ○ 2件＝受注工事量 (−3.0 点) ○ 3件≦受注工事量 (−4.5 点)		受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県発注の建築一式工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が3千4百万円未満のものを除く）のうち次に掲げるものを合算した件数とする。 （1）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （2）落札候補者又は落札決定された工事
		過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において，新規学卒者(※1)を採用し，現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し，現在(※2)まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 （※2）現在とは，入札の公告前日を指す。
		障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5 点) ○ 1つの実績 (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)		①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（1）（2）（3）の合計上限 0.6点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			（2）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ○ 登録なし・活用なし (0.0 点)	当該工事において，下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が，建設キャリアアップシステムの登録をしており，かつ当該工事において，建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
			（3）当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2 点) ○ 活用なし (0.0 点)	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

◇建築一式（一般競争入札）6千万円以上　3億円未満

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	配置予定技術者の能力 1.5点	（1）（2）の合計上限 0.5点	（1）過去10年間における国（九州内）又は県の建築一式工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり （0.5点） ○ 上記以外での表彰実績あり （0.3点） ○ 実績なし （0.0点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国(九州地方整備局)及び本県（土木部）の発注工事における優秀技術者等表彰（建築一式工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和7年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（建築一式工事に限る）を受けた技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
			（2）担い手育成加算 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) （0.3点） ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) （0.2点） ○ 加算なし （0.0点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部が発注する建築一式工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
		前年度のCPD(建築)単位取得状況 ○ 推奨以上 （1.0点） ○ 推奨未満 （0.5点） ○ なし （0.0点）		令和6年度に公益社団法人鹿児島県建築士会の継続能力開発（CPD）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：12単位
	地域貢献度 3.0点（加算の上限3.0点）	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり （2.0点） ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり （1.0点） ○ 所管区域内で①又は②の実績あり （0.5点） ○ 上記の実績なし （0.0点）		・令和2年度から令和6年度までの5年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上，延べ5回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。 ただし，令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
		応急危険度判定士の雇用 ○ 2名以上 （1.0点） ○ 1名 （0.5点） ○ なし （0.0点）		入札公告日までの直近の応急危険度判定受講者登録台帳（鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱第4条第1項に基づく登録台帳をいう。）に登録されている社員を，現在雇用しているか。
評価点の合計		10.6 点		

令和7年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

◇建築一式（一般競争入札）3億円以上　WTO未満

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 6.1（点　下限0点）	過去10年間における国（九州内）又は県の建築一式工事の表彰実績 **【代表者】** ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和7年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国（九州地方整備局）及び本県（土木部）の発注工事における，優良工事表彰（建築一式工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和7年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（建築一式工事に限る）を受けたものに限る。（表彰決定通知等含む）
		過去10年間の同種工事の施工実績 **【代表者】** ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和6年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，同種工事（民間工事を含む）の施工実績を有する企業であるか。
		過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 **【代表者】** ○ 83点以上　（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満　（ 2.9 ～0.1 点） （工事成績の平均点−78）×2.9/5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満　（ 0.0 点）		平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
		経営事項審査における経営状況 **【代表者】** ○ 900点以上　（ 0.30 点） ○ 800点以上 900点未満　（ 0.25 点） ○ 700点以上 800点未満　（ 0.20 点） ○ 600点以上 700点未満　（ 0.15 点） ○ 500点以上 600点未満　（ 0.10 点） ○ 500点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 **【代表者】** ○ 1100点以上　（ 0.20 点） ○ 1000点以上 1100点未満　（ 0.15 点） ○ 900点以上 1000点未満　（ 0.10 点） ○ 900点未満　（ 0.00 点）		令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
		受注工事量 **【代表者及び代表者以外の構成員の受注件数】** 0.0−（代表者の受注件数×1.5 ＋代表者以外の構成員の受注件数×0.9） ※加算点は上記式で算定した点とし，最小値は−4.5点。　（ 0.0 ～ −4.5 点）		受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県発注の建築一式工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が3千4百万円未満のものを除く）のうち次に掲げるものを合算した件数とする。なお，当該入札に参加する全てのJV構成員が，代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき算定する。 （1）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （2）落札候補者又は落札決定された工事
		過去5年間における新規学卒者の雇用 **【代表者】** 過去5年間において，新規学卒者(※1)を採用し，現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し，現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは，入札の公告前日を指す。
		障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 **【代表者】** ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績　（ 0.5 点） ○ 1つの実績　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（1）（2）（3）の合計上限 0.6 点	（1）ワーク・ライフ・バランスの取組み **【代表者】** ① ア又はイである。　（ 0.5 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.3 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			（2）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 **【代表者及び代表者以外の構成員】** ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ，当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ○ 登録なし・活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ①共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしている。 ②共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの登録をしており，かつ当該工事において，共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が，建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑの運用を誓約している。 ※ 企業体として評価
			（3）当該工事における登録基幹技能者の活用 **【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】** ○ 活用あり　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，代表者，代表者以外の構成員又は下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※ 企業体として評価

令和7年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

◇建築一式（一般競争入札）3億円以上　WTO未満

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	配置予定技術者の能力 1.5点	（1）（2）の合計上限 0.5点	（1）過去10年間における国（九州内）又は県の建築一式工事の表彰実績 **【代表者】** ○ 現在の会社での表彰実績あり （0.5点） ○ 上記以外での表彰実績あり （0.3点） ○ 実績なし （0.0点）	平成27年度から令和7年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国(九州地方整備局)及び本県（土木部）の発注工事における優秀技術者等表彰（建築一式工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和7年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（建築一式工事に限る）を受けた技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
			（2）担い手育成加算 **【代表者】** ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) （0.3点） ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) （0.2点） ○ 加算なし （0.0点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部が発注する建築一式工事の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は，現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
		前年度のCPD(建築)単位取得状況 **【代表者】** ○ 推奨以上 （1.0点） ○ 推奨未満 （0.5点） ○ なし （0.0点）		令和6年度に公益社団法人鹿児島県建築士会の継続能力開発（CPD）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：12単位
	地域貢献度 3.0点 加算の上限3.0点～	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 **【代表者及び代表者以外の構成員】** ②消防団員の雇用 **【代表者及び代表者以外の構成員】** ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり （1.5点） ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり （1.0点） ○ 所管区域内で①又は②の実績あり （0.5点） ○ 上記の実績なし （0.0点）		・令和2年度から令和6年度までの5年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上，延べ5回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。 ただし，令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの実績を評価
		応急危険度判定士の雇用 **【代表者及び代表者以外の構成員】** ○ 3名以上 （1.0点） ○ 1名 （0.5点） ○ なし （0.0点）		入札公告日までの直近の応急危険度判定受講者登録台帳（鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱第4条第1項に基づく登録台帳をいう。）に登録されている社員を，現在雇用しているか。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの登録状況を評価
評価点の合計		10.6 点		

令和７年度 総合評価方式 （特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇電気工事（６千万円以上 ２億円未満）

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 ６．１点 （下限０点）	過去１５年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 ○ 表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 表彰実績なし　（ 0.0 点）		平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（電気工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（電気工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		過去１０年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		平成27年度から令和６年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の電気工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
		過去１０年間の電気工事の工事成績の平均点 ○ ８３点以上　（ 3.0 点） ○ ７８点以上８３点未満　（ 2.9～ 0.1 点） （工事成績の平均点-78）×2.9/5+0.1 ※小数点以下第２位を切り捨て ○ ７８点未満　（ 0.0 点）		平成27年１月１日から令和６年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
		経営事項審査における経営状況 ○ ９００点以上　（ 0.30 点） ○ ８００点以上 ９００点未満　（ 0.25 点） ○ ７００点以上 ８００点未満　（ 0.20 点） ○ ６００点以上 ７００点未満　（ 0.15 点） ○ ５００点以上 ６００点未満　（ 0.10 点） ○ ５００点未満　（ 0.00 点）		令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＹ評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ １１００点以上　（ 0.20 点） ○ １０００点以上 １１００点未満　（ 0.15 点） ○ ９００点以上 １０００点未満　（ 0.10 点） ○ ９００点未満　（ 0.00 点）		令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＺ１点（技術職員の数の点数）は何点か。
		受注工事量 ○ ０件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ １件＝受注工事量　（ -1.5 点） ○ ２件＝受注工事量　（ -3.0 点） ○ ３件≦受注工事量　（ -4.5 点）		受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が６千万円未満のものを除く）のうち，次に掲げるものを合算した件数とする。 （１）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （２）落札候補者又は落札決定された工事
		過去５年間における新規学卒者の雇用 過去５年間において，新規学卒者(※１)を採用し，現在(※２)まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		令和２年４月１日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※１)を採用し，現在(※２)まで継続して雇用しているか。 (※１）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年４月１日から令和７年３月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和２年３月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和２年４月に採用したものとみなす。 (※２）現在とは，入札の公告前日を指す。
		障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ ２つ以上の実績　（ 0.5 点） ○ １つの実績　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）		① 身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（１）（２）（３）の合計上限 ０．６点	（１）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			（２）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録，かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており，かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
			（３）当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
	配置予定技術者の能力 １．５点	（１）（２）の合計上限 ０．５点	（１）過去１５年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
			（２）担い手育成加算 ○ 配置予定技術者（４０歳未満または女性技術者）　（ 0.3 点） ○ 配置予定技術者（４０歳以上４５歳未満）　（ 0.2 点） ○ 加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和２年４月１日以降に鹿児島県土木部が発注する電気工事（建築課所管分に限る）の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和２年４月１日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
		前年度のＣＰＤ（設備）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）		令和６年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（ＣＰＤ）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：１２単位
	地域貢献度 ３．０点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.2 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）		左記箇所に営業所を有するか。
		①過去５年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり　（ 1.5 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）		・令和２年度から令和６年度までの５年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年１回以上，延べ５回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を，現在雇用しているか。ただし，令和６年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
		市町村との災害協定 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）		市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。
評価点の合計		10.6点		

令和７年度 総合評価方式 （特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇電気工事（２億円以上 ＷＴＯ対象未満）

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 ６．１点 （下限０点）		過去１５年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 【代表者】 ○ 表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 表彰実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（電気工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（電気工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
			過去１０年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 【代表者】 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成27年度から令和６年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の電気工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
			過去１０年間の電気工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ ８３点以上　（ 3.0 点） ○ ７８点以上８３点未満　（ 2.9～ （工事成績の平均点−78）×2.9/5+0.1　0.1 点） ※小数点以下第２位を切り捨て ○ ７８点未満　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成27年１月１日から令和６年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
			経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ ９００点以上　（ 0.30 点） ○ ８００点以上 ９００点未満　（ 0.25 点） ○ ７００点以上 ８００点未満　（ 0.20 点） ○ ６００点以上 ７００点未満　（ 0.15 点） ○ ５００点以上 ６００点未満　（ 0.10 点） ○ ５００点未満　（ 0.00 点）	【代表者の実績】 令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＹ評点（経営状況）は何点か。
			経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ １１００点以上　（ 0.20 点） ○ １０００点以上 １１００点未満　（ 0.15 点） ○ ９００点以上 １０００点未満　（ 0.10 点） ○ ９００点未満　（ 0.00 点）	【代表者の実績】 令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＺ１点（技術職員の数の点数）は何点か。
			受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員】 0.0−（代表者の受注件数×1.5＋代表者以外の構成員の受注件数×0.9）　（ 0.0 ～ -4.5 点） ※加算点は上記式で算定した点とし，最小値は-4.5点とする。	【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が６千万円未満のものを除く）のうち，次に掲げるものを合算した件数とする。 （１）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （２）落札候補者又は落札決定された工事
			過去５年間における新規学卒者の雇用 【代表者】 過去５年間において，新規学卒者（※１）を採用し，現在（※２）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 令和２年４月１日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※１）を採用し，現在（※２）まで継続して雇用しているか。 （※１）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年４月１日から令和７年３月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和２年３月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和２年４月に採用したものとみなす。 （※２）現在とは，入札の公告前日を指す。
			障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ ２つ以上の実績　（ 0.5 点） ○ １つの実績　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 ① 身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（１） （２） （３） の合計上限 ０．６点	（１）ワーク・ライフ・バランスの取組み 【代表者】 ① ア又はイである。　（ 0.5 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.3 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			（２）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録，かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の構成員】 当該工事において，下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており，かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
			（３）当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 ○ 活用あり　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
	配置予定技術者の能力 １．５点	（１） （２） の合計上限 ０．５点	（１）過去１５年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 【代表者】 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の配置予定技術者の実績】 平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
			（２）担い手育成加算 【代表者】 ○ 配置予定技術者（４０歳未満または女性技術者）　（ 0.3 点） ○ 配置予定技術者（４０歳以上４５歳未満）　（ 0.2 点） ○ 加算なし　（ 0.0 点）	【代表者の配置予定技術者における加算条件】 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和２年４月１日以降に鹿児島県土木部が発注する電気工事（建築課所管分に限る）の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和２年４月１日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
			前年度のＣＰＤ（設備）単位取得状況 【代表者】 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 令和６年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（ＣＰＤ）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：１２単位
	地域貢献度 ３．０点 （加算の上限 ３．０点）		営業所の有無 【代表者】 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.2 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 左記箇所に営業所を有するか。
			①過去５年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ②消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり　（ 0.2 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の実績】 ・令和２年度から令和６年度までの５年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年１回以上，延べ５回以上行った事があるか。 【代表者及び代表者以外の実績】 ・消防団員に所属している社員を，現在雇用しているか。ただし，令和６年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
			市町村との災害協定 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の実績】 市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。
評価点の合計			10.6点	

令和７年度 総合評価方式 （特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇管工事（６千万円以上 ２億円未満）

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 ６．１点 （下限０点）		過去１５年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 ○ 表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 表彰実績なし　（ 0.0 点）	平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（管工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（管工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
			過去１０年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成27年度から令和６年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の管工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
			過去１０年間の管工事の工事成績の平均点 ○ ８３点以上　（ 3.0 点） ○ ７８点以上８３点未満　（ 2.9～ （工事成績の平均点-78）×2.9/5+0.1　0.1 点） ※小数点以下第２位を切り捨て ○ ７８点未満　（ 0.0 点）	平成27年１月１日から令和６年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
			経営事項審査における経営状況 ○ ９００点以上　（ 0.30 点） ○ ８００点以上 ９００点未満　（ 0.25 点） ○ ７００点以上 ８００点未満　（ 0.20 点） ○ ６００点以上 ７００点未満　（ 0.15 点） ○ ５００点以上 ６００点未満　（ 0.10 点） ○ ５００点未満　（ 0.00 点）	令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＹ評点（経営状況）は何点か。
			経営事項審査における技術力 ○ １１００点以上　（ 0.20 点） ○ １０００点以上 １１００点未満　（ 0.15 点） ○ ９００点以上 １０００点未満　（ 0.10 点） ○ ９００点未満　（ 0.00 点）	令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＺ１点（技術職員の数の点数）は何点か。
			受注工事量 ○ ０件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ １件＝受注工事量　（ -1.5 点） ○ ２件＝受注工事量　（ -3.0 点） ○ ３件≦受注工事量　（ -4.5 点）	受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が６千万円未満のものを除く）のうち，次に掲げるものを合算した件数とする。 （１）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （２）落札候補者又は落札決定された工事
			過去５年間における新規学卒者の雇用 過去５年間において，新規学卒者(※１)を採用し，現在(※２)まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	令和２年４月１日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※１)を採用し，現在(※２)まで継続して雇用しているか。 (※１）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年４月１日から令和７年３月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和２年３月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和２年４月に採用したものとみなす。 (※２）現在とは，入札の公告前日を指す。
			障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ ２つ以上の実績　（ 0.5 点） ○ １つの実績　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	① 身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（１）（２）（３）の合計上限 ０．６点	（１）ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。　（ 0.4 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.2 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外　（ 0.0 点）	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			（２）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録，かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており，かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
			（３）当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
	配置予定技術者の能力 １．５点	（１）（２）の合計上限 ０．５点	（１）過去１５年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
			（２）担い手育成加算 ○ 配置予定技術者（４０歳未満または女性技術者）　（ 0.3 点） ○ 配置予定技術者（４０歳以上４５歳未満）　（ 0.2 点） ○ 加算なし　（ 0.0 点）	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和２年４月１日以降に鹿児島県土木部が発注する管工事（建築課所管分に限る）の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和２年４月１日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
			前年度のＣＰＤ（設備）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）	令和６年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（ＣＰＤ）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：１２単位
	地域貢献度 ３．０点		営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.2 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	左記箇所に営業所を有するか。
			①過去５年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり　（ 1.5 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）	・令和２年度から令和６年度までの５年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年１回以上，延べ５回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を，現在雇用しているか。ただし，令和６年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
			市町村との災害協定 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。
評価点の合計			10.6点	

令和７年度 総合評価方式 （特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇管工事（２億円以上 ＷＴＯ対象未満）

		評価項目及び加算点	評価基準
価格以外の評価項目	企業の施工能力 ６．１点 （下限０点）	過去１５年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 【代表者】 ○ 表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 表彰実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（管工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優良工事表彰（管工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		過去１０年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 【代表者】 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成27年度から令和６年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の管工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
		過去１０年間の管工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ ８３点以上　（ 3.0 点） ○ ７８点以上８３点未満　（ 2.9～ （工事成績の平均点−78）×2.9/5+0.1　0.1 点） ※小数点以下第２位を切り捨て ○ ７８点未満　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 平成27年１月１日から令和６年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事において，単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。
		経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ ９００点以上　（ 0.30 点） ○ ８００点以上 ９００点未満　（ 0.25 点） ○ ７００点以上 ８００点未満　（ 0.20 点） ○ ６００点以上 ７００点未満　（ 0.15 点） ○ ５００点以上 ６００点未満　（ 0.10 点） ○ ５００点未満　（ 0.00 点）	【代表者の実績】 令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＹ評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ １１００点以上　（ 0.20 点） ○ １０００点以上 １１００点未満　（ 0.15 点） ○ ９００点以上 １０００点未満　（ 0.10 点） ○ ９００点未満　（ 0.00 点）	【代表者の実績】 令和５年４月１日から令和６年３月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるＺ１点（技術職員の数の点数）は何点か。
		受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員】 0.0−（代表者の受注件数×1.5＋代表者以外の構成員の受注件数×0.9）　（ 0.0 ～ −4.5 点） ※加算点は上記式で算定した点とし，最小値は−4.5点とする。	【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 受注工事量は，本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が６千万円未満のものを除く）のうち，次に掲げるものを合算した件数とする。 （１）施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 （２）落札候補者又は落札決定された工事
		過去５年間における新規学卒者の雇用 【代表者】 過去５年間において，新規学卒者（※１）を採用し，現在（※２）まで継続して雇用 ○ 実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 令和２年４月１日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※１）を採用し，現在（※２）まで継続して雇用しているか。 （※１）新規学卒者とは，最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校，高校，高専，大学，大学院，専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年４月１日から令和７年３月31日までに卒業した者をいう。 なお，令和２年３月に卒業した者を同月に採用した場合は，令和２年４月に採用したものとみなす。 （※２）現在とは，入札の公告前日を指す。
		障害者雇用，高齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ ２つ以上の実績　（ 0.5 点） ○ １つの実績　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 ① 身体障害者，知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
		（１）（２）（３）の合計上限 ０．６点 （１）ワーク・ライフ・バランスの取組み 【代表者】 ① ア又はイである。　（ 0.5 点） ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。　（ 0.3 点） ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし，入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		（２）当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録，かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用　（ 0.4 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の構成員】 当該工事において，下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており，かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
		（３）当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 ○ 活用あり　（ 0.2 点） ○ 活用なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 当該工事において，登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において，元請者または下請者が，工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
	配置予定技術者の能力 １．５点	（１）（２）の合計上限 ０．５点 （１）過去１５年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 【代表者】 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	【代表者の配置予定技術者の実績】 平成22年度から令和７年度において，単独の元請け又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし，令和７年度においては，入札公告日までに優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
		（２）担い手育成加算 【代表者】 ○ 配置予定技術者（４０歳未満または女性技術者）　（ 0.3 点） ○ 配置予定技術者（４０歳以上４５歳未満）　（ 0.2 点） ○ 加算なし　（ 0.0 点）	【代表者の配置予定技術者における加算条件】 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合，上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和２年４月１日以降に鹿児島県土木部が発注する管工事（建築課所管分に限る）の主任技術者，監理技術者，監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和２年４月１日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
		前年度のＣＰＤ（設備）単位取得状況 【代表者】 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 令和６年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（ＣＰＤ）制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：１２単位
	地域貢献度 ３．０点 （加算の上限３．０点）	営業所の有無 【代表者】 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（２年以上設置）あり　（ 0.2 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者の実績】 左記箇所に営業所を有するか。
		①過去５年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ②消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり　（ 0.2 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の実績】 ・令和２年度から令和６年度までの５年間において，公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年１回以上，延べ５回以上行った事があるか。 【代表者及び代表者以外の実績】 ・消防団員に所属している社員を，現在雇用しているか。ただし，令和６年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
		市町村との災害協定 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結　（ 1.0 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	【代表者及び代表者以外の実績】 市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。
評価点の合計		10.6点	